

(介護予防) 福祉用具貸与「イーアス」運営規程

(事業の目的)

第1条

この規程は株式会社イーアス(以下「事業者」という。)が開設する「イーアス」(以下「事業所」という。)が行う福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理規程に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態[介護予防にあつては要支援状態]にある高齢者等(以下「要介護者[要支援者]という。)」に対し、福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
- 3 事業所の専門相談員は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ・名称 イーアス
- ・所在地 埼玉県越谷市相模町 1-153-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 2人以上

専門相談員は、福祉用具[介護予防福祉用具]の貸与を行うとともに、利用者に対し、福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

- ・福祉用具に関する相談援助
- ・福祉用具の機能、安全性、衛生状態の点検
- ・利用者の身体の状況等に応じた福祉用具の選定
- ・福祉用具の使用法の指導

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ・営業日 月曜日から金曜日

ただし、祝日及び12月29日から1月4日までを除く。

- ・休日 土曜日、日曜日、祝日

- ・営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(事業の提供方法、取扱う種目及び利用料等)

第6条

事業の提供方法は、次のとおりとする。

事業の提供にあたっては利用者の身体状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、使用方法の指導、故障時の対応などを適切に行う。

- 2 事業の提供にあたっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
- 3 提供する福祉用具の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 4 事業の提供にあたっては、使用方法や使用上の留意点等を利用者及び家族等に十分説明し、理解を得た上で行うものとする。
- 5 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示いたします。
- 6 利用者に交付する福祉用具計画書を介護支援専門員にも交付いたします。
- 7 福祉用具の品目は、厚生労働大臣が定める福祉用具に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属
- (5) 床ずれ防止用具
- (6) 体位変換器
- (7) 手すり
- (8) スロープ
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助杖
- (11) 認知症老人徘徊感知機器
- (12) 移動用リフト
- (13) 自動排泄処理装置

8 提供するサービスの利用料金は介護保険利用の際はカタログの掲載金額から負担割合証に応じた負担を自己負担額とする。

9 第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費はその通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき10円を徴収する。

10 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

11 事業所が利用者から費用の支払いを受けたときは、福祉用具の種目及び品目の名称、貸与費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者へ交付することとする。

(福祉用具の衛生管理等)

第7条

事業者は、衛生的な管理をしている福祉用具を提供するとともに、従業者の清潔の保持及び健康状態について、衛生的な管理を行うものとする。

2 物件の種類ごとに、保管方法及び消毒の具体的方法並びに消毒器材の保守点検方法を記載した標準作業書を作成し、回収した物件について、標準作業書に従い実施する作業方法（オゾン・イオン燻蒸方式、弱酸性水等）により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた物件と消毒が行われていない物件とを区分して保管することを委託業者に作業を委託する。

(事故発生時における対応)

第8条

事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者[介護予防にあつては地域包括支援センター]等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第9条

事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の事業の実施範囲は下記のとおりとする。

- ・越谷市・春日部市・吉川市・草加市・八潮市・川口市・松伏町・さいたま市の区域とする。

(個人情報の保護)

第11条

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

虐待防止に関する担当者の設置

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る

3 虐待を防止するための指針の整備

4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています

サービスの提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者と発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（衛生管理等について）

第13条

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。

2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

3 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等について）

第14条

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営についての留意事項）

第15条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社イーアス代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

特定（介護予防）福祉用具販売「イーアス」運営規程

（事業の目的）

第1条

この規程は株式会社イーアス(以下「事業者」という。)が開設する「イーアス」(以下「事業所」という。)が行う特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理規程に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態[介護予防にあつては要支援状態]にある高齢者等(以下「要介護者[要支援者]という。’)に対し、特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
- 3 事業所の専門相談員は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ・名称 イーアス
- ・所在地 埼玉県越谷市相模町 1-153-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1人(常勤兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)専門相談員 2人以上

専門相談員は、特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

- ・特定福祉用具に関する相談援助
- ・特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態の点検
- ・利用者の身体の状況等に応じた特定福祉用具の選定
- ・特定福祉用具の使用法の指導

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ・営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月29日から1月4日までを除く。
- ・休日 土曜日、日曜日、祝日
- ・営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(事業の提供方法、取扱う種目及び利用料等)

第6条

事業の提供方法は、次のとおりとする。

- (1)事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的に知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文章を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- (2)専門相談員は、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- (3)専門相談員は、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具

を使用させながら使用方法の指導を行う。

(4) 提供するサービスの利用料金は介護保険利用の際はカタログの掲載金額から負担割合証に応じた負担を自己負担額とする。

2 特定福祉用具等の品目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。また、品名ごとの販売費用の額は、目録に記載しておくものとする。(パンフレット添付)

- (1) 腰掛け便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 入浴補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトのつり具の部分
- (6) 排泄予測支援機器

3 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費はその通常の事業の実施地域を越えた地点から1 kmにつき10円を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

5 事業所が利用者から費用の支払いを受けたときは、特定福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者へ交付することとする。

(事故発生時における対応)

第7条

事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者[介護予防にあっては地域包括支援センター]等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第8条

事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施範囲は下記のとおりとする。

- ・越谷市・春日部市・吉川市・草加市・八潮市・川口市・松伏町・さいたま市の区域とする。

(個人情報の保護)

第10条

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

虐待防止に関する担当者の設置

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 3 虐待を防止するための指針の整備
- 4 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています
サービスの提供中に、当該事業所従業員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者と発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(衛生管理等について)

第12条

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等について)

第13条

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第14条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社イーアス代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。